

津幡町告示第71号

新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年8月18日

石川県津幡町長 矢田 富郎

新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新公立河北中央病院（以下「新病院」という。）建設における基本構想及び基本計画策定に関し、必要な事項を審議及び検討するため、新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新病院の整備に係る基本的な構想及び計画に関すること。
- (2) その他新病院の整備に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内公共的団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公立河北中央病院長
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条に規定する事項についての審議が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は委員会の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、公立河北中央病院事務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限りで効力を失うものとする。